

# 国家戦略特別区域法案に対する修正案要綱

## 一 国家戦略特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等（新第10条関係）

- 1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、国家戦略特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、国家戦略特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 3 2の認定を受けた計画(1の記載に係る部分に限る。)については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

## 二 個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加

(新第37条第4項及び第5項関係)

- 1 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申出があった意見について意見を述べるものとする。
- 2 国家戦略特別区域会議は、1により内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

## 三 国家戦略特区支援利子補給金に関する検討条項の追加

(新附則第2条第5項関係)

政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後3年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

## 四 その他

その他所要の規定を整備すること。